2023.10.13 不適切な特定整備等に関する行政処分につきまして

株式会社ビッグモーター 株式会社ビーエムハナテン 株式会社ビーエムホールディングス

不適切な特定整備等に関する行政処分につきまして

平素より格別のご高配を賜り、誠に有り難く存じます。

弊社事業場における不適切な特定整備等 (車検整備や完成検査を含みます。) につきまして、お客様をはじめお取引先様等関係者の皆様に多大なご迷惑とご不便をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

全国に所在する弊社事業場のうち、特に鈑金工場を併設する34事業場につきましては、本年7月28日に国土交通省・各地方運輸局による一斉の立入検査を受けておりましたところ、本日、各地方運輸局より、種々の道路運送車両法の規定違反があったとして、予定される行政処分の内容及びそれらに係る聴聞の実施についての通知を受領いたしました。

予定される行政処分は、大要以下のとおりであり、詳細につきましては別紙をご参照ください。なお、以下は行政処分(案)となりますので、聴聞の上、処分が確定次第改めてご報告させて頂きます。

【処分内容】

指定自動車整備事業:12事業場での取消、11事業場での停止

自動車特定整備事業:33 事業場での停止

【今後の対応】

対応に不備のあったお客様に対しては無料で再整備・点検を実施させて頂く予定でございます。つきましては、対象のお客様には弊社より個別にご連絡をさせて頂きますので、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、ご対応のお手間を頂戴したく存じます。

当該 34 事業場で車検・整備をご予約いただいておりますお客様に関しても、別途今後の対応をご連絡させて頂きます。

なお、当該34事業場以外の事業場につきましては、現時点では車検・整備サービスも含め 通常通り営業しておりますので、引き続きご利用いただければ幸いです。また、当該34事 業場においても、オイル交換等に関しては引き続きご利用可能となります。

弊社としましては、国の認可を受けた指定自動車整備事業者及び自動車特定整備事業者として、責任のある整備等を実施する立場にありながら、このような事態に陥ってしまったことにつき、真摯に受け止め、お客様の信頼回復に向けて全社を挙げて尽力して参ります。

以上

(別紙:事業場別行政処分内容)

No	拠点名	指定自動車整備事業	自動車特定整備事業
1	多摩	処分なし	処分なし
2	石岡	処分なし	15日間停止
3	栃木	処分なし	15日間停止
4	平井	処分なし	15日間停止
5	周南	処分なし	15日間停止
6	宇部	処分なし	15日間停止
7	下関	処分なし	15日間停止
8	札幌清田	処分なし	20日間停止
9	宇土	処分なし	20日間停止
10	京都伏見	処分なし	25日間停止
11	倉敷水島	処分なし	25日間停止
12	野々市	20日間停止	10日間停止
13	筑後	20日間停止	30日間停止
14	鹿児島	30日間停止	20日間停止
15	高松	40日間停止	15日間停止
16	多良見	40日間停止	20日間停止
17	八幡	40日間停止	30日間停止
18	西福岡	70日間停止	25日間停止
19	つくば	70日間停止	40日間停止
20	天理	110日間停止	35日間停止
21	彦根	150日間停止	15日間停止
22	小倉西港	180日間停止	20日間停止
23	前橋	取り消し	10日間停止
24	新潟南	取り消し	15日間停止
25	ひたちなか	取り消し	15日間停止
26	福井	取り消し	20日間停止
27	古賀	取り消し	20日間停止
28	春日	取り消し	25日間停止
29	名古屋茶屋	取り消し	35日間停止
30	甲府	取り消し	40日間停止
31	酒々井	取り消し	55日間停止
32	浜松南	取り消し	60日間停止
33	浦和美園	取り消し	75日間停止
34	熊谷	取り消し	90日間停止

[※] 多摩店に関しては、鈑金工場のみ自動車特定整備事業の60日間停止処分